資料５

災害時等における国土交通本省の防災体制の改正について

１．概　要

今般、防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第 62 号）が成立し、令和 8 年 11 月 2 日に施行される。この法律により、内閣に防災庁が設置され、災害時における情報の報告先が内閣府から防災庁に変わるため、災害時等における国土交通本省の防災体制について所要の改正を行うもの。

２．変更点

「災害時等における国土交通本省の防災体制について」1.（1）各体制における対応についての基本的な考え方に記載の情報の報告先の名称を、「内閣府」から「防災庁」へ変更する。